



入院基本料に関する事項

当院では、1日の入院患者人数に対する看護職員を以下の通り配置し、交代で24時間看護を行っています。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。また、病棟ごとの配置人数は、病棟に掲示しております。

○第3病棟（40床）

障害者施設等入院基本料10：1

「当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです」

- ・ 8：30～17：30まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、5人以内です。
- ・ 17：30～8：30まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、20人以内です。

○第4病棟（45床）

急性期一般入院料2

「当病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです」

- ・ 8：30～17：30まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、6人以内です。
- ・ 17：30～8：30まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、15人以内です。

○第5病棟（43床）、第6病棟（43床）

回復期リハビリテーション病棟入院料1

「当病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです」

- ・ 8：30～17：30まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、8人以内です。
- ・ 17：30～8：30まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、22人以内です。



情報通信機器を用いた診療

当院では、オンライン診療など情報通信機器を用いた診療を行っております。

遠隔においても、診療から薬の処方まで一貫した診療を提供することが可能です。

ただし、初診においては、向精神薬の処方はいたしませんのでご了承ください。



医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得し活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

後発医薬品（ジェネリック薬品）について

当院では、従来から医療費抑制の一環として、厚生労働省が進めてきたジェネリック薬品の採用を積極的に行ってまいりました。

当院で採用しているジェネリック薬品においては、先発医薬品との効果及び品質の同等性、患者様への安定供給等を総合的に評価し採用しております。

医薬品の供給状況を鑑みて、当院では「一般名処方」を推進しております。

「一般名処方」をすることで、同成分の薬剤であれば保険薬局が入手できる薬で対応できるようになります。

これにより、保険薬局が病院に問い合わせをせずに薬剤を変更することが可能となり、患者様の待ち時間の減少にもつながります。

なお、現在医薬品の供給状況が不安定になっており、お薬を変更せざる得ない場合がございます。院内にて協議の上、変更いたします。変更の際はご説明させていただきます。

当院では、これからも医療費抑制策の一環である後発医薬品

（ジェネリック薬品）の採用を進めてまいります。ご理解の程お願いいたします。



医療DX推進体制整備加算

当院は医療DX推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

○当院ではオンライン請求を行っております。

○医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。

○マイナ保険証利用を促進するため、お声かけ・ポスター掲示を行い、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

○電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入するために準備を進めております。

在宅医療DX情報活用加算

当院では、医療DXを通じた質に高い診療提供を目指し、次の取り組みを行っております。

○医師が居宅同意型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下、訪問して診療を実施致します。

○マイナ保険証利用を促進するため、お声がけ・ポスター掲示を行い、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

○電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入するために準備を進めております。



救急外来を受診する患者様へ

救急外来はあくまでも救急の患者様に対するもので、単に時間外にて診療する場ではありませんのでご理解をお願いします。

- 診察は当番の医師が行いますので、必ずしも専門医とは限りません。
あくまで応急処置の診療となります。また、お薬につきましても最低限の日数分しか処方できません。
- 翌日に専門医へ受診していただきますようお願いいたします。
- 診療の順番は院内のトリアージ基準に沿って決めさせていただきます。
重症度の高い患者様を優先させていただく場合がございます。
そのため状況によっては待ち時間が長くなることがありますのでご了承ください。

【重症度の分類】

緊急

心停止、昏睡、重篤な呼吸困難、心原性を疑わせる胸痛、ショック状態、広範囲熱傷など

準緊急

激しい頭痛、脳血管疾患疑い、開放骨折、激しい腹痛、喘息重責発作、薬物過剰服用などの自殺企図など

軽症群

アルコール中毒、非心原性と考えられる胸痛、腹痛、骨折、活動性外出血、発熱、咽頭痛、下痢、打撲、捻挫、挫創、擦過創、皮疹など

2025年4月1日

コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズ検査料に係る費用等について

1、当院では、『コンタクトレンズ検査料1』の施設基準を
関東信越厚生局へ届出を行っております。

2、初診料及び再診料について

- ・コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に
初めて受診される方は、初診料291点算定いたします。
- ・当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことが
ある方は再診料75点を算定いたします。

3、コンタクトレンズ検査料1

- ・コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った
場合は200点を算定いたします。

*厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクト
レンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合
があります。

*上記につきご不明な点はお相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

医師名	眼科診療経験年数
友清 海斗	4年2か月
熊谷 悠太	22年
佐瀬 佳奈	14年2か月
戎谷 さくら	8年2か月
梯 滉太	5年2か月

2025年4月1日



「診療報酬算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

※明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただけますようお願い致します。

- ・『明細書の発行を希望されない方』
 - ・『公費負担医療受給者等で自己負担がない場合にも明細書の発行を希望される方』
- は、会計窓口にてその旨、申し出下さい。

※診療報酬請求において審査機関により査定等を受けた場合に、患者さんの支払われた会計が変更になる場合もございますので併せてご了承ください。



保険外負担となる料金（税込）

・実費徴収に関する事項について/入院時食事療養費（特別管理食）に関する事項について

1.文書関係書類

使用品目	単位	料金
診断書（当院指定用紙）	1通	6,600円
診断書（保険会社等指定）	1通	7,700円
診断書（自賠責・交通事故）	1通	7,700円
入院証明書	1通	7,700円
身体障害者証明書	1通	11,000円
おむつ証明書	1通	1,100円
死亡診断書	1通	11,000円

※上記診断書・証明書は一例です。文書によっては料金が異なりますのでご了承下さい。

※文書の作成には一定の期間をいただきます。また、書類によって出来上がりの期間が異なりますのでご了承下さい。

2.特別療養環境室（個室）の使用料金（1日につき）

室名	単位	料金
306・315号	個室	5,500円/テレビ・冷蔵庫・金庫・トイレ付
407・413・415号	個室	16,500円/テレビ・冷蔵庫・金庫・トイレ付
506・606号	個室	8,250円/テレビ・冷蔵庫・金庫・トイレ付
301号	2人部屋	2,200円/テレビ・冷蔵庫・金庫・トイレ付
515・615号	2人部屋	2,750円/テレビ・冷蔵庫・金庫・トイレ付
302・303・305・307・308・310・311・312・313号	4人部屋	1,100円/テレビ・冷蔵庫・金庫
401・402・403・405・406・408・410・411・412号	4人部屋	1,100円/テレビ・冷蔵庫・金庫

※患者様が過ごされる病室には個室もございます。ご希望の方は職員までお申し出下さい。

（空室がない場合には一般病室への入室となります。）

※2人部屋・4人部屋におきましても部屋設備等により差額料金を設定しております。

※差額料金は、利用開始（入院日）と退院日（退院日・他の部屋への移動日）は1日として計算します。

3.その他の料金

使用品目	単位	料金
尿取りパット	1枚	165円
紙おむつ（テープ止め）	1枚	253円
紙パンツ	1枚	253円
CSセット（日用品セット）Aセット（生保プランAセット）	日額	1,100円（660円）
CSセット（日用品セット）Bセット（生保プランBセット）	日額	932.8円（550円）
CSセット（日用品セット）Cセット（生保プランCセット）	日額	723.8円（503.8円）
CSセット（日用品セット）Dセット（生保プランDセット）	日額	460.9円（335.5円）
CS（紙おむつプラン①）一般用（生保紙おむつプラン）	日額	1,881円（653.4円）
CS（紙おむつプラン②）一般用	日額	1,298円
紙パットプラン一般用（生保紙パットプラン）	日額	517円（440円）
CS（紙おむつプラン）回復期用	日額	770円
CS（紙パットプラン）回復期用	日額	517円

○入院生活に必要な病衣・タオル類・日用品がセットになったCSセット（日額定額制・洗濯付き）のレンタルサービスもございます。「利用内容及び利用料金」については、入院時に説明させていただきます。

ご利用時は申し込みが必要となります。

※紙おむつは当院でもご用意できます。必要な方はお申し出ください。

（患者様の使用頻度によって出来高・セットの選択が可能です。）

4.入院時食事療養費

当院では入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を関東信越厚生局に行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。特別管理食に関しても同様に管理栄養士によって管理しております。

[食事時間] 朝食/ 7:45

昼食/ 12:00

夕食/ 18:00

2025年4月1日

選定療養費について

保険外併用療養費制度のうち以下の選定療養について届出をし、認可を受けております。

1. 制限回数を超える医療行為

①脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 2,695円（税込）

※発症日等から180日を経過した日以降の14単位目から

②廃用症候群等リハビリテーション料（Ⅰ） 1,980円（税込）

※発症日等から120日を経過した日以降の14単位目から

③運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 2,035円（税込）

※発症日等から150日を経過した日以降の14単位目から

④呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 1,925円（税込）

※発症日等から90日を経過した日以降の14単位目から

2. 180日を超える入院

通算入院期間が180日を超えた日以降の入院料のうち、15%に相当する金額については、健康保険一部負担金とは別に自己負担となります。

（別に厚生労働大臣が定める患者を除く）

第4病棟

一般入院 急性期一般入院料2 2,713円/日（税込）

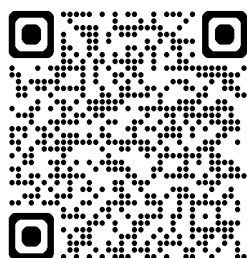
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。



とっても
簡単!

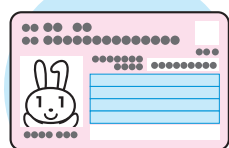
マイナンバーカード

1

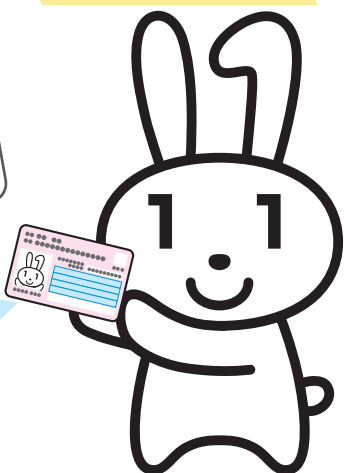


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



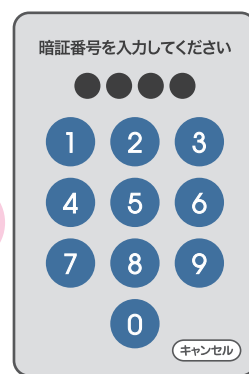
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

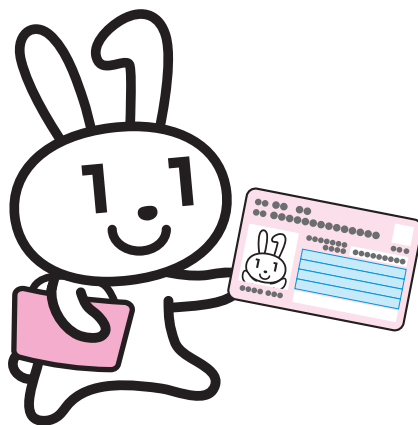
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。